

千曲市告示第 117 号

令和 7 年 8 月 22 日

放置自転車の移送及びその保管に関する告示

千曲市長 小川 修一

市道上に放置されていた自転車について、通行上支障となっていたため、千曲市自転車の安全利用及び自転車等の駐車対策に関する条例（平成 15 年条例第 164 号）第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり移送を行いました。

つきましては、同条例第 10 条第 2 項の規定により、告示日より 3 か月保管を行います。

記

1 移送日時

令和 7 年 8 月 7 日（木） 午後 1 時 45 分頃

2 対象自転車

市道 9030 号線（セブンイレブン千曲八幡店様西側）上に放置されていた自転車

3 保管期日

令和 7 年 11 月 24 日（月） （告示日より 3 か月間）

以上